

警報発令時の登下校について

以下、保育園保護者の皆様は、文中「児童生徒 登校下校 学校 学校長」等を「園児 登園降園 保育園 園長」等と読み替えてください。

1 特別警報（大雨等） 暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

◎登校前（午前6時の時点）すでに警報が発令されている場合は、解除になるまで登校の準備をして自宅で待機する。

◎待機中、午前9時00分までに警報が解除された場合は、登校する。

*午前9時00分までに解除されたときは、給食がある。

・解除2時間後を始業時刻とし、それをめどに登校する。

・登校に関わるスクールバスの運行時刻は、広報無線の放送等でお知らせする。

*午前9時00分以降に警報が解除された場合は、臨時休校とする。

◇特別・暴風・暴風雪警報の場合は、広報無線の放送により対応について連絡する。

◎登校後に警報が発令された場合は、校長の判断により対応する。

*状況によって、保護者によるお迎え（引き渡し）をお願いすることがある。

2 大雨・洪水・大雪の警報が発令された場合

◎原則として、児童生徒は自宅待機とする。ただし、各学校の実情によっては校長の判断により、登校の指示を出すことがある。

*学校から登校の指示があっても、保護者が気象・道路・交通状況等から登校が危険であると判断した時は、児童生徒を自宅待機させ、その旨を学校へ連絡する。

*午前9時までに警報が解除された場合は、1の場合と同様に登校する。

◎登校後に警報が発令された場合は、校長の判断により対応する。

*状況によって、保護者によるお迎え（引き渡し）をお願いすることがある。

3 地震警戒注意報が発令された場合

◎教育委員会と学校が協議の上、広報無線の放送により指示する。

4 その他

◇警戒が解除されたときでも、道路や橋の損壊、立木や電柱の倒壊などの危険がある場合は、無理に登校させない。

◇校区ごとに条件が異なるので、連絡メール等でその都度指示を出す。

◇警報等に関係なく、スクールバスの運行等で上記の措置をとることがある。